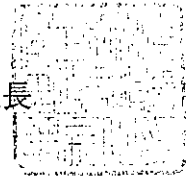


医政指発第0507001号
平成20年5月7日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び
使用実態調査の実施について

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、種々ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、総務省行政評価局からアスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告が、当省の他関係省庁（総務省、文部科学省、国土交通省及び環境省）に出されたところであります。

また、アスベストのうち一般に知られているクリソタイル、アモサイト、クロシドライト以外のトレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの使用実態が報道され、これを受け、厚生労働省労働基準局から「石綿等障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号）によりアスベストに係る分析調査の徹底に関する通知が発出されたところです。

このため、患者等の安全対策に万全を期すため、別添のとおり各都道府県知事あて通知を発出しましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本通知に係る調査につきましては、各都道府県を通じて、病院に調査をお願いすることとしておりますが、何とぞ調査の重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますよう重ねてお願いいたします。



医政発第0501015号
平成20年5月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底及び
使用実態調査の実施について

病院におけるアスベスト（石綿）対策については、患者等の安全対策に万全を期すために、平成17年8月に「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査」等を実施し、その結果及びその後のフォローアップ結果を公表するとともに、「ばく露のおそれがある場所」を有している病院については、法令等に基づき適切な措置を指導するなど従来より適切な対応をお願いしてきたところです。

アスベストを取り巻く最近の状況は、昨年12月に総務省行政評価局からアスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告（勧告本文及び結果報告書等については、下記HPで公開）が、当省の他関係省庁（総務省、文部科学省、国土交通省及び環境省）に出されました。

また、アスベストのうち一般に知られているクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外のトレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの使用実態が報道され、これを受け、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局から「石綿等障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号）によりアスベストに係る分析調査の徹底に関する通知が発出されたところです。

これらの情報及び対応については、先に開催された全国医政関係主管課長会議等でもお願いしているところですが、改めて、以下の対応方針とし、管下の病院の管理者に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いします。

厚生労働省としては、アスベスト問題に関する関係省庁会議で実態調査の必要性が確認されたことを受け、患者又は職員等の安全対策に万全を期すため、6種類のアスベストに係る使用実態調査を実施することとしました。

本調査については、貴都道府県の建築関係部局、環境関係部局、福祉関係部局、教育関係部局などと十分連携の上、管下の病院に対し依頼するとともに、別添「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領」に基づき、調査表を作成の上、平成20年6月30日（月）までに提出していただくようお願いいたします。

なお、本調査の結果については公表を検討していることを申し添えます。

今後とも、「ばく露のおそれがある場所」を保有している病院はもとより、吹付アスベストが安定していて飛散のおそれのない病院であっても、破損の際にはアスベストの繊維が飛散する恐れがあるため、引き続きアスベストの除去、封じ込め、囲い込み等法令等に基づき適切な措置を指導するなど病院における吹付けアスベスト（石綿）対策の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

記

I 総務省勧告のうち厚生労働省関連事項

1 使用実態把握の充実等

使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況

アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となる各省が実施した使用実態調査について、15都道府県に所在する389施設のアスベスト使用についての確認状況を総務省が調査したところ、所有者等が、調査対象とされた年度内に増改築された棟を確認していないもの、機械室等建築物内の一部の部屋のみに限定しているものなど、建築物全体における使用状況を十分確認していないものが、計6施設（病院は3施設）で見られたとされている。

また、エレベータ昇降路内を確認していないものが、計90施設（病院は17施設）で見られたとされている。

【所見】 勧告（P18、19）、結果報告書（P40、43）

総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ①アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。
- ②アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。

《対応方針》

- アスベスト使用の有無についての確認の所有者等への徹底について
管下の病院の管理者に対し、吹付けアスベスト等の使用状況については建築物

全体について確認するよう周知するとともに、一部の部屋のみ等十分確認していないことが判明した場合は建築物全体について確認を徹底し適切に対処するよう指導すること。

○ エレベータの昇降路に係る実態把握調査の必要性について

管下の病院の管理者に対し、エレベーターの昇降路内について、アスベストが使用されている可能性があることを周知するとともに、確認を行っていない事例が判明した場合は確認を行うよう指導すること。

2 ばく露防止対策等の適切な実施

吹付けアスベスト等の管理状況

アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となる各省が実施した使用実態調査について、15都道府県に所在する254施設のアスベスト使用実態調査の結果の保存状況を総務省が調査したところ、所有者等が、保存の必要性を認識していないなどの理由から、これを保存していないものが、計12施設（病院は1施設）で見られたとされている。

【所見】 勧告（P31）、結果報告書（P69）

総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。

① 略

②厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

《対応方針》

○使用実態調査結果等の所有者等における保存について

管下の病院の管理者に対し、適切なアスベスト管理の観点等から、実態調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類を適切に保存すべきものであることを周知すること。

(参考) アスベスト対策に関する調査結果に基づく勧告（平成19年12月 総務省行政評価局）

- ・要旨 (HTML) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071211_1.html
- ・要旨 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_1.pdf
- ・事例集 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_2.pdf
- ・勧告 (PDF) http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071211_1_3.pdf
- ・結果報告書 http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071211_1_4.html

II 新聞報道

アスベストのうち、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト以外のトレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの使用実態（平成20年1月5日、2月19日等）

《対応方針》

○トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの使用実態について

管下の病院の管理者に対し、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの3種類以外のトレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトの使用実態について注意喚起を行い、それらの使用が判明した場合は、法令等に基づき適切に対処するよう指導すること。

基安化発第 0206003 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

(契印省略)

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところである。

石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等を示しているところである。

建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされていること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「トレモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところであるが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところである。

については、分析調査について、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、分析調査の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、関係事業者団体等に対して、別添のとおり要請したので了知されたい。

記

1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。

2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。

(2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。

ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」

イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」

(3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X 線回折分析の X 線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。

3 その他

(1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2 項の規定により、分析調査の必要はないこと。

(2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

別添

基安化発第 0206004 号

平成 20 年 2 月 6 日

中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
(社)日本石綿協会会長
(社)日本建設業団体連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)建築業協会会長
(社)日本土木工業協会会長
(社)日本作業環境測定協会会長
(社)全国解体工事業団体連合会会長
(社)日本化学工業協会会長
(社)日本プラントメンテナンス協会会長
(社)日本ビルディング協会連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査
の徹底等について

石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべての種類の石綿及びこれをその重量の 0.1% を超えて含有する物（以下「石綿等」という。）を石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第 3 条第 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以下「分析調査」という。）については、平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18 年 0821002 号通達」という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS 法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、JIS 法の 1. の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

(以下「トレモライト等」という。)を対象としていない場合が見受けられるところですが、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出された事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から、分析調査の徹底が求められるところ
です。

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、傘下
会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト
等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、
次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソ
タイル等がその重量の 0.1%を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモラ
イト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする
方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通
達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿
含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度
を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1%を超えて
含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分
析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判
定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の
石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に
ついて」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した
X線回折分析の X線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、
事業者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1%を超えて含
有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。
- 3 その他
 - (1) 施工された建材(吹付け材を含む)についてトレモライト等を含むすべての種類の石
綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第 3 条第 2

項の規定により、分析調査の必要はないこと。

- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査要領

1. 調査対象施設

(別紙1)に掲げる病院。

2. 調査対象建材

平成8年度以前に竣工した建築物（改修工事も含む。）に使用されている以下に掲げるもの。

(1) 吹付けアスベスト（石綿）等（※）

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）第2条第1項に定めるアスベスト（石綿）等で、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト（石綿）」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石（バーミキュライト）」等と呼ばれているもので、含有する石綿（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトの6種類）の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるもの。

(2) 折板裏打ちアスベスト（石綿）断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、アスベスト（石綿）を含有する製品。

3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。（特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベータの昇降路内にもアスベストが使用されていることがあるので十分留意すること。）

その際（別紙2（日本石綿協会「既存建築物における石綿使用の事前診断管理指針」抜粋、全文は同協会HP <http://www.jaasc.or.jp/> 参照））に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に確認できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意して下さい。

※ 特に、これまで建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされていたが、最近になってトレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト（以下「トレモライト等」という。）が建築物の吹付け材から検出された事案があることか

ら、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている吹付け材にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者等に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切な対応をお願いします。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付け基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)に基づき、適切に行われるようお願いいたします。

なお、(社)日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているため、分析調査実施の参考として下さい。

(石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧)

<http://www.jawe.or.jp/jigyouseido-s/ishiwata/ishiwata-list.pdf>

4. 調査を行う者

調査は、病院の開設者又は管理者において行われるものであり、貴職において当該病院へ依頼した上、調査が適切に行われるようお願いいたします。

5. 調査表提出期限

平成20年6月30日(月)

調査表の提出に当たっては、Excelで作成の上、「総括表」及び「未回答病院一覧」をメールにて提出いただくとともに、「病院個表」については各都道府県において、適切に保存して下さい。

また、「病院個表」において、分析調査の結果、トレモライト等のいずれかが含有していることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等の記載をお願いしていますが、これに記載があるものについては、病院個表の提出をお願いします。

さらに、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各病院開設者または管理者において適切に保存されるようお願いいたします。

6. 提出先・照会先

厚生労働省(代表:03-5253-1111)

医政局指導課 鈴木(内線2555)、高橋

E-mail: ASBESTOSIRYO@mhlw.go.jp

7. 調査実施方法

(1) 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに病院において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「病院個

表」に記載して下さい。

- ① 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意して下さい。

なお、施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類のアスベストが使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はありません。

- ② 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、

ア 新たに分析調査を実施する場合は、JIS法により6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施して下さい。

イ これまでに「基発第188号」又は「基安化発第0622001号」による分析調査を実施し、「アスベストの含有なし」とされているものは、これらの分析方法がトレモライト等を対象とする方法ではないことから、トレモライト等を対象とし、JIS法による分析調査を実施して下さい。

また、JIS法による分析調査の結果、「アスベストの含有なし」とされているものについても、トレモライト等を対象としていない場合は、トレモライト等を対象とした分析調査を実施して下さい。

なお、上記基発第188号通知及び基安化発第0622001号通知による分析調査、同じくトレモライト等を対象としないJIS法による分析調査の場合であって、当該分析調査で実施されたX線回析分析のX線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はありません。

- ③ 従来の調査において、

- ・設計図書等に基づきアスベストの使用が判明し除去等の措置を実施している場合
- ・設計図書等や分析調査により6種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入して下さい。

（2）病院個表について

- ① 調査対象病院が有する建築物に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象病院ごとに（別紙様式1）の「病院個表」を作成して下さい。

- ② 「除去等の措置済」とは、除去済の他に「封じ込め状態」（*1）又は「囲い込み状態」（*2）にあるものを指すものであること。

（*1）封じ込め状態とは、吹付けアスベスト等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

(＊２) 囲い込み状態とは、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

- ③ 「ばく露のおそれがないもの」とは、措置済状態ではないが、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。
- ④ 「ばく露のおそれがあるもの」とは、措置済状態ではなく、吹付けアスベスト等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「ばく露のおそれがあるもの」については、直ちにアスベストの除去を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。
- ⑤ 「日常利用する場所」とは、患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。
- ⑥ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑦ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ⑧ 「未定」とは、「除去等の措置済」及び「措置予定」以外を指すものであること。

(3) 総括表について

都道府県においては、病院から提出された「病院個表」を開設者種別（別紙１を参照）ごとに取りまとめ、（別紙様式２）の「総括表」を作成して提出して下さい。

なお、開設者種別ごとに、病院数、調査対象病院数及び回答病院数を記載して下さい。

(4) 未回答の病院について

提出期限において未回答の病院については、都道府県において、（別紙様式３）の「未回答病院一覧」を作成のうえ、提出願います。

8. その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態であると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベストを含有するボード類、床材及び保温剤等は本調査対象外としています。

一方で、これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、法令等に基づき適切に対処する必要があることから、石綿則第８条等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について把握に努める必要があるので留意して下さい。

病院開設者の種別

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
1	法務省	法務省が開設する病院をいう。
2	宮内庁	宮内庁が開設する病院をいう。
3	防衛省	防衛省が開設する病院をいう。
4	独立行政法人	独立行政法人が開設する病院をいう。(国立病院機構、国立大学法人は除く。)
5	都道府県	都道府県が開設する病院をいう。ここには、地方自治法第284条第1項に規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合の開設するものを含む。
6	市町村	(ア)市町村が開設する病院をいう。都道府県知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合の開設するものを含む。 (イ)国民健康保険法の規定により、国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院をいう。
7	日赤	日本赤十字社が開設する病院をいう。
8	済生会	社会福祉法人恩師財団済生会が開設する病院をいう。
9	厚生連	全国厚生農業組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
10	北社協	社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。
11	全社連	社団法人全国社会事業保険協会連合会が開設する病院をいう。
12	厚生団	財団法人厚生年金事業振興団が開設する病院をいう。
13	船員保険会	財団法人船員保険会が開設する病院をいう。
14	海員掖済会	社団法人日本海員掖済会が開設する病院をいう。
15	国共連	国家公務員共済組合法第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会が開設する病院をいう。
16	地共連	地方公務員等共済組合法第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合(地方職貞共済組合、公共学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の規定により設立された市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合が開設する病院をいう。
17	私学事業団	日本私立学校振興・共済事業団法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団が開設する病院をいう。
18	健保連	健康保険法の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

開設者番号	開設者略称	開設者の内容
19	国保連	(ア)国民健康保険法第17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう(※国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村は含まない)。 (イ)国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で同法第84条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣の認可を受けた国民健康保険組合団体連合会が開設する病院をいう。
20	公益法人	民法第34条に規定する、営利を目的としない法人で他の区分に該当しない法人(12、13以外の財団法人、11、14以外の社団法人)が開設する病院をいう。
21	医療法人	医療法第39条の規定に基づく法人で、同法第44条の規定により都道府県知事又は厚生労働大臣(同法第68条の2の規定による読み替え)の認可を受けて設立した医療法人が開設する病院をいう。
22	社福法人	社会福祉事業法の規定に基づき設立された法人(8・10以外の社会福祉法人)が開設する病院をいう。
23	その他の法人	上記4、20～22以外の法人が開設する病院をいう。
24	生協組合	消費生活協同組合法の規定に基づき設立された医療(保健)生活協同組合が開設する病院をいう。
25	会社	会社の従業員及びその家族のために開設した病院で、都道府県知事から開設許可を受けたものが会社である病院をいう。なお、会社の健康保険組合が開設する病院は含まない。
26	個人	個人が開設する病院をいう。

既存建築物における 石綿使用の事前診断監理指針

(Ver2.2)

平成20年2月

社団法人 日本石綿協会

目 次

はじめに

第 1 章 総則

1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 用語	2

第 2 章 基本事項

2.1 概説	4
2.2 基本方針	4
2.3 石綿含有製品の種類	6
2.4 石綿含有建築材料の商品名と製造時期	12
2.5 石綿の輸入量及び石綿含有建築材料の生産量	22

第 3 章 石綿含有建築材料の事前調査及び調査手法

3.1 目的	27
3.2 共通の調査手法	27
3.3 建築物別の事前調査上の留意点	28
3.4 設計図書による調査	41
3.5 現場における事前調査	41

第 4 章 石綿含有建築材料の処理の可否と診断方法

4.1 石綿含有吹付け材	51
4.2 石綿含有の耐火被覆板、断熱材、保温材	53
4.3 石綿含有成形板	53
4.4 石綿工業製品	53

第 5 章 解体／改修工事にあたっての留意

5.1 石綿含有吹付け材の解体／改修時の留意	54
5.2 石綿含有の耐火被覆板、断熱材、保温材の解体／改修時の留意	55
5.3 石綿含有成形板の解体／改修時の留意	56
5.4 石綿工業製品の取り外し時の留意	56

付録 1 石綿に係る関係法令	57
----------------	----

付録 2 石綿等の解体に関する主要法規一覧表	63
------------------------	----

(4) 石綿含有保温材（写真 2.9）には、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿けい酸カルシウム保温材があり、使用石綿は主にアモサイトである。これらの製造期間を表 2.4 に示す。

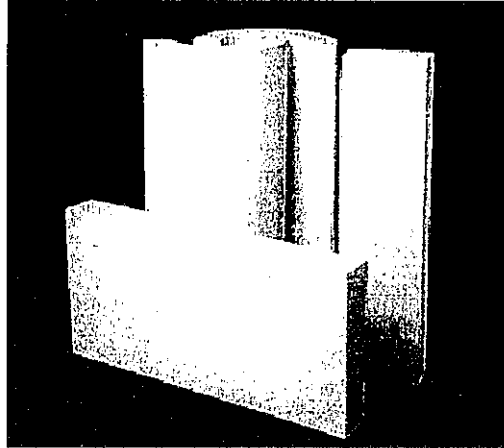


写真 2.9 石綿含有保温材

表 2.4 石綿含有保温材の製造期間等

保温材名	製造期間	日本工業規格
石綿保温材	1914～1980	旧 JIS A 9502
けいそう土保温材	1890～1974	旧 JIS A 9503
パーライト保温材	1961～1980	旧 JIS A 9512
石綿けい酸カルシウム保温材	1951～1980	旧 JIS A 9510
水練り保温材	～1988	—

注) 表中に記載の製造期間以降の保温材は無石綿の保温材である。ただし、配管等の保温では、最終仕上げで、バルブ、フランジ、エルボ等の部分に水練り保温材を使用する。

(5) その他石綿含有製品には、石綿含有接着剤、石綿含有塗料、石綿含有潤滑用グリース、ろ過材、石綿含有モルタル等がある。このうち石綿含有接着剤は平成 16 年 10 月 1 日から輸入・製造・使用が禁止となった。なお、他の製品は既に製造していない。

2.4 石綿含有建築材料の商品名と製造時期

石綿含有建築材料には、大きな分類では、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（吹付け材を除く）及び石綿含有成形板があり、それぞれ各種商品があるとともに、製造中止時期が異なるので、設計図書での調査の場合は、施工時期と設計図書中に記載の商品名が石綿有無判断の目安となりうる。

(1) 石綿含有吹付け材の商品名

石綿含有吹付け材には、前述したように吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウール、石綿含

有吹付けパーミキュライト及び石綿含有吹付けパーライトがある。吹付け石綿の商品名を表 2.5 に、乾式石綿含有吹付けロックウールの商品名を表 2.6 に、石綿含有吹付けロックウール（湿式）を表 2.7 に、石綿含有吹付けパーミキュライトを表 2.8 に、石綿含有吹付けパーライトを表 2.9 に示す。なお、使用時期については、前述 2.3(1)を参照のこと。

表 2.5 吹付け石綿商品名

①プロベスト、②オパベスト、③サーモテックスA、④トムレックス、⑤リンペット ⑥コーベックスA、⑦ヘイワレックス、⑧スターレックス、⑨ベリーコート ⑩防湿モルベルト
--

注1) 昭和 50 年以降は施工していない。

注2) トムレックスは、吹付けを意味することで使用される場合があるので、昭和 50 年以降の設計図書に、この商品名がある場合は、石綿含有の有無の確認が必要である。

表 2.6 石綿含有吹付けロックウール商品名

①スプレーテックス、②スプレエース、③スプレークラフトS、H、④サーモテックス ⑤ニッカウール（昭和 62 年 12 月 耐火構造としての大臣指定取り消し）、⑥プロベストR ⑦浅野ダイアロック（昭和 50 年 10 月耐火構造としての大臣指定取り消し）、⑧コーベックス ⑨スプレーコート、⑩スターレックスR（昭和 57 年 7 月耐火構造としての大臣指定取り消し） ⑪バルカロック、⑫ヘーワレックス、⑬オパベストR、⑭ベリーコートR、⑮タイカレックス

注) 昭和 55 年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である。

表 2.7 石綿含有吹付けロックウール商品名（湿式）

①トムウェット、②バルカーウェット、③プロベストウェット、④スプレーコートウェット ⑤ATM-120、⑥サンウェット、⑦スプレーウェット、⑧吹きつけロックンライト
--

注) 昭和 63 年以前の施工では、石綿を含有していない場合があるので、石綿含有の有無の確認が必要である。

表 2.8 石綿含有吹付けパーミキュライトの商品名

①パーミライト、②ミクライトAP、③ウォールコートM折版用 ④ゾノライト吸音プラスター、⑤モノコート、⑥パーミックスAP

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で石綿を混入した場合があるので注意を要する。
 なお、パーミキュライトは石綿を不純物として含む場合があるので、上記以外の無石綿製品でも石綿を微量に含んでいる可能性があるため、注意が必要である。

表 2.9 石綿含有吹付けパーライトの商品名

①アロック、②ダンコートF3、③ジュラックスB

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で石綿を混入した場合があるので注意を要する。

(2) 石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（吹付け材を除く）の商品名と製造時期

石綿含有保温材には、石綿保温材、石綿含有珪藻土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材及び水練り保温材が、石綿含有耐火被覆板には石綿含有耐火被覆板（吹付け材を成形したもの）及び石綿含有けい酸カルシウム板第二種が、石綿含有断熱材には石綿屋根用折版裏断熱材及び石綿煙突用断熱材がある。これらの商品名及び製造期間を表 2.10 に示す。

表 2.10 石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の商品名

一般名	商品名	製造期間
石綿含有けい酸カルシウム保温材	#650 シリカ (カバー・ボード)	～1978
	#1000 シリカ (カバー・ボード)	～1978
	ダイパライト (カバー・ボード)	～1979
	インヒビライト (カバー・ボード)	～1979
	エックスライト (ボード)	～1979
	ベストライト (カバー・ボード)	～1979
	ダイヤライト、ダイヤライトL	～1978
	シリカライト	～1980
	スーパーテンプボード	～1979
石綿保温材	スポンジボード、スポンジカバー	～1978
	カポサイト	～1979
石綿含有けいそう土保温材	珪藻土保温材 1 号	～1974
石綿含有パーライト保温材	三井パーライト保温材	～1974
屋根用折版裏石綿断熱材	フェルトン	～1982
	ブルーフェルト一般用	～1971
石綿煙突用断熱材	カポスタック、ニューカポスタック	～1991
	ハイスタック	～1991
石綿含有耐火被覆板	トムボード	～1973
	プロベストボード	～1973
	リフライト	～1973
	サーモボード	～1973
	コーベックスマット	～1978
石綿含有けい酸カルシウム板第二種	キャスライトL・H	～1990
	ケイカライト、ケイカライトL	～1986
	ダイアスライトE	—
	カルシライト一号・二号	～1987
	ソニックライト一号・二号	～1987
	タイカライト一号・二号	～1986
	サーモボードL	～1987
	ヒシライト	～1997
	ダイオライト	—
	リフボード	—
ミュージライト	～1986	

(3) 石綿含有成形板の商品名と製造時期

環境省ホームページから引用した石綿含有成形板の商品名、製造終了年度等を表 2.11 に示す。ただし、設計図書に記載の商品名が記載されていたとしても、実際の建築工事現場で、その商品を使用したとは限らないことに注意を要する。また、例えば“けい酸カルシウム板”

というように品種で表示されている場合には、分析するか、その品種の商品のうちで最後まで石綿を使用していた年で判断する必要がある。

表 2.11 石綿含有建築材料の商品名と製造時期一覧表

一般名	商品名 (型番・品番)	製造開始	製造終了	石綿含有率	石綿の種類(白石綿)		備考
					白石綿	その他	
石綿含有 スレートボード フレキシブル板	浅野フレキシブルボード	1958	2000	10~20	○	1978-1985茶併用	
	朝日フレキシブルボード	1957	1987	10~20	○		
	アスクフレキシブルボード	1987	2000		○		
	A&Aフレキシブルボード	2000	2004		○		
	大嶽フレキシブル板	1971	1987		○		
	フレキラF	1966	2001		○		
	FAボード	1982	2000		○		
	FKボード	1986	2002		○		
	ノザワフレキシブルボード	1953	2004	15	○		
	三菱フレキシブルボード	1958	2001	12~25	○		
	山王フレキ	1989	2004	15	○		
	四国浅野フレキシブル板	1975	1980		○	1981-1983茶併用	
	中越フレキシブルボード	1972	2003	7	○		
	ウベフレキシブルボード	1961	1997	10~15	○		
	富士ハイボード	1976	1977	4	○		
	マイティボード	1976	1989	10	○		
	ニューマイティボード	1981	1989	15	○		
	ディックハイフォン	1974	2004	10~15	○		
	スーパーライト	1978	1991	10~15	○		
	不燃サニー	1972	1992	10~15	○		
	山王カラーフレキ	1975	2004	15	○		
ステンド#300		2004	5~15				
石綿含有 スレートボード 平板	浅野パネルボード	1935	2000	5以上	○	1978-1985茶併用	
	朝日平板	1935	1987	6~15	○		
	アスク平板	1987	2000	6~15	○		
	A&Aパネルボード	2000	2002	6~15	○		
	大嶽大平板	1971	1987		○		
	フレキラS	1966	2000		○		
	ノザワ平板	1931	1985	約10	○		
	三菱平板	1958	1993	10~15	○		
	山王大平板	1989	2004		○		
	四国浅野平板	1971	2000		○	1981-1983茶併用	
	中越大平板	1972	2003	5	○		
	ウベ平板	1961	1997	10~15	○		
石綿含有 スレートボード 軟質板	浅野ライトボード	1951	2000	10~15	○	1978-1985茶併用	
	ASボード	1958	2000	10~15	○		
	大嶽軟質板	1971	1987		○		
	フレキラN	1966	1980		○		
	ノザワアスベニア	1955	1980	約10	○		
	三菱アスベストベニヤ	1958	1992		○		
	四国浅野軟質板	1971	1990		○	1981-1983茶併用	
ウベ軟質板	1961	1997	10~15	○			
石綿含有 スレートボード 軟質フレキシブル板	朝日セットボード#101	1972	1987		○		
	アスクセットボード#101	1987	2000		○		
	ノザワハイバーム	1973	2004	約15	○		
	ノザワバームライト	1971	2001	約20	○		
石綿含有 スレートボード その他	浅野スタックボード	1953	1958		○		
	浅野アスベストスラブ	1958	2000		○	1978-1985茶併用	
	ハークルボード	1968	2000		○		
	朝日ガードパネル	1973	1987		○		
	アスクガードパネル	1987	2000		○		
	A&Aガードパネル	2000	2004		○		
	NKトップボード	1975	1982		○		
	ノダ準不燃"不効"	1972	1983	15~20	○		
AC-FS	1986	2004	約22	○			

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

	ハイハート	1996	2001	約22	○		
	タフベスト	1981	2004	約15	○		
	バイタレックス	1985	2001	約15	○		
	ネオジボード		1994		○		
	朝日耐火野地板		1987		○		
	アスク耐火野地板		2000		○		
	A & A 耐火野地板		2004		○		
	バラベツトガード用PGボード	1993	2001				
	VMライト	1969	1974				ひる石石綿セメント板
	不燃壁	1988	1999		○		
	カラーフレキラ	1971	2002		○		
	ピニスレート	1976	1988		○		
	アートタイル	1987	2002		○		
石綿含有 スラグせっこう板	エクセルボード	1979	2000	2.5~3	○		
	エクセルボード	1979	1993	1.8		茶	
	エクセルボード	1993	2000	2.35~2.5	○		
	NSボード	1996	2000	2.35	○		
	カベスターDX	1982	2000	15	○		
	カベスターSP	1983	1992	4	○		
	エスジーボード	1987	1999	5	○		
	カベタイル	1984	1995	5	○		台所・洗面用
	ジーエー	1980	1997	12	○		
	ハブリード		2001				
	バンバン		1993				
	アスレスボード		2003				
	エトリート	1984	1996	10~15	○		
	サンワカルサイト	1983	2004	3~4	○		
	サンワSGハネル	1983	2004	3~4	○		
	ヘルシーボード		2004				
	エトリートエクセルボード		2000				
	エトリートエクセルデラックス		2000				
	エトリートエクセルエース		2000				
	SKボード		2002				
	四国浅野SGI	1995	2000				
石綿含有 バルブセメント板	フジハイ	1975	1992	5	○		
	フジハイ耐水板	1975	1989	5	○		
	フジクリーンはふいた	1992	2000	15	○		
	防火ライト	1958	2000	3	○		
	NKボード		1977				
	サンワボード	1961	2004	5~7	○		
	防火板		1987				
	防火ボード		2004				
	アートライト		2000				
	スーハーライト	1978	1991				
	新生ボード		2003				
	アサヒ防火板		2000				
	FAボード	1984	2003	4	○		
石綿含有けい酸 カルシウム板 第一種	バルブセメント板	1972	1998	2~7			
	浅野ハイラック	1971	1979	3~20	○	1980-1987茶併用	
	浅野ハイラック(特注品)	1992	2000	3~20	○		
	ハイラック(特注品)	2000	2002	3~20	○		
	アスベストン	1969	1992	3~20	○	1978-1992茶併用	
	アスベストンF	1975	1992	3~20	○	1980-1992茶併用	
	プライシリカ		1992		○		
	ハイベスト	1989	2000		○		
	中越ケイカル板(ボード)	1989	1998	10~15	○		
	中越ラックス	1989	1998		○		

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

のぎ天ボード	1982	1992	10~20	○		
アスベストラックス (ニチアストラックス)	1960	1992	10~20	○		
NPラックス	1974	1992	10~20	○		
ラックスD	1978	1990	5~15	○		
アストラックス	1977	1991	10~20	○		
ホームタイル	1983	1991	10~20	○		
ホームラックス	1972	1992	10~20	○		
アスファイヤー	1974	1976		○		
ケイカレックス	1985	1992	10	○		
ヒシラック#70	1972	1992	10~15	○	1972-1992一部茶 併用	
ヒシラック#100	1972	1997	10~15	○		
ヒシライト	1977	1997	5~10	○	1977-1993一部茶 併用	
ファステン	1986	1997		○		
カベタイル	1988	1997	15	○		システムバス用
ラックス	1972	1991	15以下	○		
カベサイトF-不燃	1978	1991	15以下	○		
カベサイトL	1976	1982	15以下	○		
カベサイトM	1986	1991	5以下	○		
防火軒天井ボード	1978	2002	5以下	○		
防火破風板・不燃構造材	1985	2002	5以下	○		
ノダ不燃"火の守"	1979	1981	10	○		
ノダ不燃"火の守ライト"	1981	1985	10	○		
ノダ不燃軒天	1982	1987	10	○		
アイカーフネン	1974	1995	3~20	○		
アスベストラックス(孔あき 板)	1960	1992	10~20	○		
アスベストラックス(貫通板)	1960	1992	10~20	○		
アストップ	1970	1975	60~70	○		
ニチアスパネルL、S	1960	1992	10~20	○		
防火のぎ天	1987	1990	5~15	○		
A Tグラサル	1973	1999	11~13			
カルシライト	1973	1987	10			
ニューマイティボード	1981	1989	15	○		
ディックフネン	1973	1993	9~13	○		
ディックフネンS	1986	1994	9~13	○		
石綿含有 石膏ボード	不燃シルク	1971	1986	1.5	○	
石膏ボード	プラスチックエース	1971	1986	1.5	○	
石膏ボード	エースボード	1971	1986	1.5	○	
石膏ボード	不燃タイガーボード9	1972	1986	1.5	○	表面側にアスベ スト含有紙を使 用
石膏ボード	不燃ジプトーン	1972	1986	1.5	○	
石膏ボード	不燃マーブルトーン	1972	1986	1.5	○	
石膏ボード	遮不燃タイガートーン	1970	1984	1	○	表面にアスベ スト含有紙使用
石膏ボード	ニュータイガートーン	1975	1984	1	○	
石膏ボード	(ガラス繊維入り石膏ボ ード)	1976	1986	4.5	○	商品名はないの で製品区分で表 示、耐火ウォー ルA及びB専用
石膏ボード	9mm厚アスベスト石膏積層板	1979	1985		○	
石膏ボード	シャイン	1977	1981		○	天井板、表面印 刷塗料にアスベ ストを混合
石膏ボード	マイルド	1977	1981		○	
石膏ボード	タイガー不燃1号	1971	1985	4		
石膏ボード	タイガー不燃2号	1971	1985	4		
石膏ボード	9mm厚化粧石膏吸音ボード	1970	1986	1		
石膏ボード	9mm厚不燃紙貼り吸音ボード	1970	1986	1		

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

	9mm厚グラスウール石膏積層板	1970	1986	1.5			
	7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	1970	1986	1.5			
石綿含有 その他製品 ボード	カベスターDX	1982	2000	15			
	エフジーボード	1977	1992	4.5	○		繊維補強石膏板
	ネオジーボード	1985	1994		○		繊維補強石膏板
	カベロック	1971	1985	2	○		岩綿系壁ボード
	断熱カベモード防火	1982	1986	2	○		岩綿系壁ボード
	ダイロック	1976	1986	2~3	○		岩綿系壁ボード
	オトカベ	1985	1986	2	○		岩綿系壁ボード
	カベタイル・台所・洗面用	1984	1995	5	○		
	カベタイル・システムバス用壁材	1988	1997	15	○		
石綿含有 その他製品 パネル	浅野インシュレーションパネル	1956	1990	10~20	○		
	浅野エレクトロンボード	1956	1963	10~20	○		
	浅野エレクトロンパネル	1963	1968	10~20	○		
	浅野サーモニーパネル	1967	1979	10~20	○		
	浅野制振パネル	1982	2000	10~20	○	1982-1985茶併用	
	浅野スタッドレスパネル	1987	1990	10~20	○		
	朝日コルゲートインパネル	1966	1980	4.5	○		
	朝日サーモニーパネル	1966	1979	10~20	○		
	朝日耐火パネルM	1967	1987	10~20	○		
	朝日耐火パネルW	1967	1987	10~20	○		
	アスク耐火パネルM	1987	2000	10~20	○		
	アスク耐火パネルW	1987	2000	10~20	○		
	朝日フェザーパネル	1967	1987	10~20	○		
	朝日エバラーライトパネル	1977	1987	10~20	○		
	朝日ダムパネル	1977	1987	10~20	○		
	アスクフェザーパネル	1987	2000	10~20	○		
	アスクエバラーライトパネル	1987	2000	10~20	○		
	アスクダムパネル	1987	2000	10~20	○		
	A & A 制振パネル	2000	2004	10~20	○		
	浅野アモパネル	1968	2000	10~20	○	1978-1985茶併用	
	耐火アモパネル	2000	2004	10~20	○		
	耐火MRパネル	2000	2004	10~20	○		
	ニチアスパネル	1960	1992				
	ウベサンドイッチパネル	1970	2004	1~5			
	ユニオンボード	1953		10~20			
	山王サンドイッチ板	1968	2004	10~20			
	モクモウインシュライト	1953	2004	15			
	サンドイッチインシュライト	1953	2004	15			
	スタイロフォームインシュライト	1953	2004	15			
	タイルハンガー	1992	1996	9.5			乾式タイル掛け用パネル
石綿含有 スレート波板 大波板	浅野大波スレート	1936	2000	6~15	○	1970-1974青併用 1975-1982青・茶 1983-1986茶併用	
	朝日大波スレート	1953	1987	6~15	○		
	アスク大波スレート	1987	2000	6~15	○		
	A & A 大波板	2000	2004	6	○		
	大根大波スレート	1971	2003		○		
	四国浅野大波板	1971	2004		○	1974-1982青併用	
	第一大波板	1940	1981		○		
	東京大波板	1955	2004		○		
	ノザワ大波	1931	2004	10	○		
	三菱大波板	1957	2003	10	○		
	三菱大波スレート	1962	2004		○		
	大和太波スレート	1969	2004	7~10	○		

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

	横浜大波板	1970	1998		○		
	ウベ大波スレート	1950	2004	10~13	○		
	東洋大波スレート	1955	1982	10~13	○		
	波形スレート	1953	2000	10			
	ウベストロングスレート	1967	2004	10~13			
	波形スレート大波	1974	2001	5以上			
	ダインスレート大波	1974	2001	5以上			
	スタック波板	1954	2000	6~15	○		
	アスクパワースレート	1987	2000	6~15	○		
	パワースレート	2000	2004	6	○		
	ハイトップスレート大波		1982	12~13			
	ウベカラー (カラー品)	1960	2004	10~13			
	波形スレート大波 (カラー品)	1960	2001	5以上			
	ダインスレート大波 (カラー品)	1960	2001	5以上			
	浅野大波板 (カラー品)	1936	2000	6~15	○		
	スタック波板 (カラー品)	1954	2000	6~15	○		
	朝日波形スレート (カラー品)	1953	1987	6~15	○		
	アスク大波スレート (カラー品)	1987	2000	6~15	○		
	アスクパワースレート (カラー品)	1987	2000	6~15	○		
	A & A 大波板 (カラー品)	2000	2004	6	○		
	パワースレート (カラー品)	2000	2004	6	○		
	波形スレート大波 (カラー品)		1982	12~13			
	ハイトップスレート大波 (カラー品)		1982	12~13			
	ステンド#300波板 (カラー品)		2004	5~20			
石綿含有 スレート波板 小波板	浅野小波スレート	1917	1969	6~15	○	1970-1974青併用 1975-1982青・茶 1983-1986茶併用	
	朝日小波スレート	1935	1987	6~15	○		
	アスク小波スレート	1987	2000	6~15	○		
	A & A 小波板	2000	2004	6	○		
	大嶽小波スレート	1971	2003		○		
	四園浅野小波板	1971	1973		○	1974-1982青併用	
	第一小波板	1940	1981		○		
	東京小波板	1955	2004		○		
	ノザウ小波	1931	2004	10	○		
	三菱小波板	1957	2003	約10	○		
	三菱小波スレート	1962	2004		○		
	大和小波スレート	1969	2004	7~10	○		
	横浜小波板	1970	1998		○		
	ウベ小波スレート	1950	2004	10~13	○		
	東洋小波スレート		1982	10~13	○		
	波形スレート	1953	2000	10	○		
	波形スレート小波	1938	2001	5以上			
	ダインスレート小波	1938	2001	5以上			
	波形スレート小波 (カラー品)	1960	2001	5以上			
	ダインスレート小波 (カラー品)	1960	2001	5以上			
	浅野小波板 (カラー品)	1918	2000	6~15	○		
	朝日波形スレート (カラー品)	1935	1987	6~15	○		
	アスク小波スレート (カラー品)	1987	2000	6~15	○		
A&A小波板 (カラー品)	2000	2004	6	○			
石綿含有 スレート波板 リブ波板	ノザウサイディング	1978	2002	約10	○		
	三菱リブ壁板	1957	2003	10~20	○		
石綿含有 スレート波板 超大波板	ルーフワイド	1975	2004	6~15	○	1975-1982青・茶 併用 1983-1986茶併用	
	朝日エスルーフ	1982	1987	6~15	○		
	アスクエスルーフ	1987	2000	6~15	○		
	エスルーフ	1981	1994	10	○		

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

石綿含有 スレート波板 中波板	ノザワ中波	1962	1999		○		
石綿含有 スレート波板 その他の波板	サイディングワイド	1974	2004	6~15	○	1974-1975青併用 1975-1982青・茶 併用 1983-1986茶併用	
	朝日リブウォール	1980	1987	6~15	○		
	アスクリブウォール	1987	2000	6~15	○		
	舟形スレート	1964	1977	6~15	○	1970-1974青併用 1975-1977青・茶	
	朝日フレキシブルスレート	1957	1987		○		
	アスクフレキシブルスレート	1987	2000		○		
	A & Aフレキシブル波板	2000	2004		○		
	大嶽波形サイディング	1981	2002		○		
	ウベサイディング	1979	2004	10~13	○		
	東洋トップスレート		1982	10~13	○		
	サイディングエース	1980	2004	7~10	○		
	超大波スレートP-6	1995	2002	7~10	○		
	ウベスレート	1967	2004	10~13			
	ウベラックスレート	1970	2004	10~13			
	石綿含有 スレート波板 その他の カラー波板	ルーフワイド (カラー品)	1976	2004	6~15	○	
		朝日エスルーフ (カラー品)	1982	1987	6~15	○	
アスクエスルーフ (カラー品)		1987	2000	6~15	○		
石綿含有 窯業 サイディング材	究壁	1979	1998	4.5~8	○		
	かべ一番	1978	2004	4	○		
	ラムダワイド		2004		○		
	エンボスサイディング	1976	1993	5~15	○		
	ロイヤルサイディング	1972	1976	15	○		
	カラーベストシングル	1960	1978	16~22	○		
	カラーシート	1961	1976	16~22	○		
	カラートップ	1963	1984	16~22	○		
	梨地シート	1965	1977	16~22	○		
	不燃サイディング	1967	1977	5~10	○		
	パーマトン	1971	1993	5~15	○		
	防火サイディング	1977	1995	2~8	○		
	レックストーン	1978	1984	15	○		
	カラーベストニューシングル	1978	1989	16~22	○		
	セラシティー	1985	1992	5~7	○		
	セラロック60mm	1987	1992	5	○		
	セラディール	1987	1992	5	○		
	TFサイディング	1955	2004				
	ネオロック25mm及び同質役物	1988	1993	5	○		
	ネオロック21mm及び同質役物	1988	1993	5	○		
	DMサイディング及び同質役物	1987	1995	5	○		
	ベルマティエ25mm及び同質役物	1988	1993	5	○		
	ベルマティエ21mm及び同質役物	1988	1993	5	○		
	マルチサイディング横張りタイプの内「RV****」の品番のもの及び同質役物	1986	2000	4	○		
	マルチサイディング縦張りタイプの内「RV****」の品番のもの及び同質役物	1986	2000	4	○		
	マルチサイディング		1997				
	浦島シリーズⅠ型		2002				
	浦島シリーズⅡ型		2002				
	ニチアスエンボスサイディング	1974	1990	5~15			
	エクセリア	1991	1997	2			
	FRサイディング		1990				
	GRCセラミックス		1987				
	ダイケン防火サイディング	1976	1978	5~10	○	茶併用	

	防火ダイケンサイディング	1979	1984	3~5	○	茶併用	
	真打S 防火軒天井ボードS	1981	1992	3~5	○	1981~1991茶併用	
	真打G 防火軒天井ボードG	1992	2002	5以下	○		
	真打E 防火軒天井ボードE	1984	2002	5以下	○		
	ゴールデンモエンサイディング	1974	1981	8	○		
	ノダ不燃軒天	1982	1987	10			
	ミュール	1986	1989	2			
	ネオミュール	1989	1990	5			
	彩壁	1990	1998	約2			
	彩ブリック	1990	1998	約2			タイル下地材
	軒天井ボード	1990	1998	約2			
	UBボード12	1986	2004	4	○		
	UBボード16	1997	2003	4	○		
	UBボード軒天(平板,有孔板)	2000	2004	4	○		
	UB耐火野地板	2000	2003	4	○		
	クランセリート	1989	2002		○		
	ラムダ	1978	2004	10	○		薄物 15~26mm
	ラムダII G品	1997	2000	18	○		厚物 50~65mm
	ほんぼん	1981	1989	4.95	○		自社生産
	ほんぼん	1994	1997	4	○		OEM
	セラディング	1987	1989	5	○		
	セラボード	1989	1989	5	○		
	セラミックウォールSシリーズ	1997	2002	4	○		
	セラブリックベース	1989	1998	3~4	○		自社生産
	セラブリックベース	1987	2001	20以下	○		OEM
	セラブリックベース	1998	2000	9	○		OSM
	グラサル	1973	1996		○		
	ゴールデンモエンサイディング	1974	1981	8	○	茶併用	
	セミックス	1984	1988		○		
	エフクリート	1977	1999		○		
	ノダ耐火サイディング"仁王"	1975	1984	10	○		
	ノダセラミックサイディング	1988	1990	4.5	○		
	スーベリサイディング	1978	2004	4			
	スーパーハーディサイディング	1976	2002	5			
	タフサイディング	1979	2004	1~5			
	ノザワサイディング	1978	2002	10			
	デコモール	1988	2000	3	○		
	サニーサイディング	1987	1991				
石綿含有窯業サイディング材 屋根下地材	レアフォーム	1974	2001	2以下			
	ケイカレックス	1985	1992	約10			
	朝日耐火野地板		1987	4	○		
	アスク耐火野地板	1987	2000	4	○		
	A&A耐火野地板	2000	2004	4	○		
	UB耐火野地板	2000	2003	4			
石綿含有窯業サイディング材 軒天井	野地板	1984	1992	12~15	○		
	のき天ボード	1981	1982	10~20	○	茶併用	
	防火のき天	1987	1990	5~15	○	茶併用	
	防火軒天井ボード	1978	1995	5以下	○	茶併用	
石綿含有住宅屋根 用化粧スレート	防火軒天井ボード	1996	2002	1以下	○		
	カラーベスト(900)	1961	2001	5~25	○		
	カラーベスト(600)	1982	1994	5~15	○		
	フルベスト(900)	1971	2003	15以下	○		
	フルベスト(600)	1978	2003	15以下	○		
	フルセラム	1986	2001	15以下	○		
	ニューウェーブ	1983	2003	10~15	○		波形スレート
ニューウェーブII	1994	2003	5~10	○		波形スレート	

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

	自在瓦	1986	2004	10~12	○		
	ハイルーフ200X	1996	2004	4~6	○		
	ニューハイルーフ	1983	2004	4~6	○		
	ヘキサー	1999	2004	4~6	○		
	丸一傘		2004				
	ハーモニー	1980	2004	7~10	○		
	ヨーロッパダッハリーベ	1983	2004	4~6	○		
	ヨーロッパダッハピーバー	1984	1991	4~6	○		
	ベルリーナベレー	1994	2000	10~12	○		
	大和Y瓦		2004		○		
	ハイルーフデラックス	1996	2004	4~6	○		
	ハイルーフ	1973	2004	4~6	○		
	大和瓦(波瓦)	1986	2003	10~12	○		
	トヨベスト	1975	1980				
	トヨかわら55	1996	2002				
	ダイケンかわら	1975	1982	10	○		
	セグスイかわらU	1975	1990	10~14	○		
	U瓦、CITY瓦	1975	1990	約10	○		
	UB瓦	1996	1998	10~13	○		
石綿含有住宅屋根用化粧スレート 屋根役物	カラーベストシリーズ同質役物	1978	1988	10~15			ハイリッジ
	カラーベストシリーズ同質役物	1988	2001	15			軒先同質役物
	ニューウエーブ用同質役物	1983	2003	10~15			面戸瓦、急勾配用棟瓦、片流れ用棟瓦
	ニューウエーブⅡ用同質役物	1994	2003	5~10			和風用面戸瓦、半瓦
	ニューウエーブ波型スレート用同質役物	1994	2003	5~10			洋風用面戸瓦、半瓦、片流れ用棟瓦
石綿含有押出成形 セメント板	アスロック	1970	2004	10	○		
	アスロックL	1988	1995	約4	○		
	メース		2004		○		
	メースFA	1989	1995	5未満	○		
	防火破風板・不燃造作材	1985	1995	5以下	○		
	ベルダ	1990	2000	4~5			
	ファッションボーダー	1997	2004	5			FX12、FX18、FZ12、FZ18
	フジクリーンはふいた	1992	2000	9.5			破風幕板兼用外装材
石綿含有ロック ウール吸音 天井材	ソーラトン	1971	1981	4	○		
	ソーラトン軒天	1975	1982	1~5	○		
	ソーラトン本実	1976	1987	3~4	○		
	ミネラートン	1968	1969	2	○		
	ダイロートン不燃	1964	1987	1~4	○		
	ダイロートン準不燃	1977	1986	1~4	○		
	ロッキー	1973	1985	3	○		
	彫り天	1973	1985	3	○		
	和風天	1980	1985	3	○		
	音障天	1980	1985	3	○		
	輸出用ダイロートン	1969	1986	1~4	○		
	ダイロートンEX	1985	1986	1~4	○		
	オートテン	1980	1986	1~4	○		
	彫り壁	1980	1985	3	○		
石綿含有 耐火間仕切材	スタンドレスパネル	1987	1990	4.5	○		
	キックス	1976	1981	5~10			
	S P S 60	1957	1979	4~15			乾式内装用
石綿含有 ビニル床タイル	ニッタータイル	1960	1986	5~10	○		
	ニッタータイル (スルーチップタイプ)	1976	1987	12	○		

既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針 Ver2.2 HP版

	ニットータイル (耐酸タイル)	1969	1986	10~15		トレモライト	
	アスファルトタイル	1952	1970	45~50	○		
	フラスタイル (R M, テラ ゾー, O)	1953	1976	15~40	○		
	マチスタイル	1954	1970	40	○		
	Pタイル, Mタイル	1955	1986	3~15	○		
	ソフトン	1960	1979	10~20	○		
	プリントタイル (輸入品)	1972	1975	15推	○		
	プリントタイル (RE・面取タ イル・クラフトI/II)	1972	1986	8	○		
	プリントタイル (SR・クラフ トIII)	1979	1985	8	○		
	トラバーチン・ファインスレー ト	1975	1986	8	○		
	ピサロン・ピサロンツイード	1969	1986	7	○		
	ピサロンカジュアル	1980	1984	7	○		
	コンダクティブタイル (コンタ イル)	1970	1986	6~15	○		
	コンマルチタイル	1978	1986	6~15	○		
	モンドリアン	1976	1978	7	○		
	バステラル	1983	1986		○		
	耐酸、耐油、耐熱タイル	1959	1986	5~50	○		
	シャトラン	1970	1980		○		
	アスファルトタイル (マチコA ソフト)	1963	1973	20	○		
	マチコV	1963	1985	4.7	○		
	マチコソフト	1965	1985	5	○		
	マチコJソフト	1965	1985	5	○		
	マチコ スルーチップ系統	1965	1985	5	○		スルーチップ、ミ ニ、バステル、ロ イヤル
	ビニラートタイル	1957	1967	23	○		
	ソブラ	1975	1985	5	○		
	トラバーチン	1975	1985	5	○		
	帯電防止タイル	1969	1985	7.7	○		
	マチコフリータイル	1969	1985	7.7	○		
	耐酸タイル	1963	1972	8	○		
	マチコサントイル	1963	1972	8	○		
	GAFタイル	1973	1975		○		
	ロンタイルH	1962	1965	10	○		
	ロンタイルα	1965	1972	10	○		
	導電性タイル8	1967	1972	10	○		
	ポリマーブルシリーズ	1961	1986	4~11	○		
	スフラッター	1961	1986	4~11	○		
	SRハイソフト	1961	1986	4~11	○		
	耐酸タイル	1968	1984	4~11			
	耐酸タイル	1979	1986	4~11			
	帯電防止タイル	1968	1984	4~11			
	アームストロングタイル		1982				
石綿含有 その他床材 ビニールシー ト	CFシート H・P	1972	1983	36	○		
	SFフロアマーブル	1980	1985	5	○		
	サーカンスフロアマーブル・ブ レーン	1984	1988	5	○		
	GAFシート	1971	1981	43	○		
	ACフロア	1974	1986	3~5	○		
	フクビリウム	1974	1987	約19~ 28	○		
	フクビリウム重歩行	1978	1989	約15	○		
	アームストロング 長尺シート		1984				
サンゲツフロア	1989	1990	15	○			
石綿含有 その他床材 クッションフロア	マニントン (輸入品)	1972	1980				
	ボンリウム	1972	1985	約30	○		
	サンゲツフロア MM	1979	1988	23~24	○		住宅用

	サンゲツフロア CM	1979	1988	15~32	○		店舗用
	アートリュウム・アートグランデ	1973	1984	約23	○		
	クッションフロア CH・C (輸入品)	1973	1978		○		裏紙に石綿紙
石綿含有 その他床材 けい酸カルシウム 床材	アスベストフロア (ニフラス7)	1966	1988	15~25	○		
	シグマフロア	1984	1988	15~25	○		
	ブランニングフロアー	1988	1992	10	○		
	ファステン	1984	1991	15~25			
石綿含有その他 床材 巾木	ビニラート床木	1960	1966		○		
石綿含有 セメント円筒	浅野煙突	1960	2004		○		
	浅野耐火パイプ	1981	1988		○		
	浅野換気用耐火パイプ	1981	1988		○		
	コンバインボード	1981	1991	10~30			
	ニューカボスタック (ライク部)	1988	1991				

*) 全てに石綿が含まれているとは限らない

(環境省ホームページから引用)

2.5 石綿の輸入量及び石綿含有建築材料の生産量

石綿は、国内での産出がほとんどなく、戦時中の一時期を除き輸入に頼っている。昭和5年(1930年)~平成17年(2004年)までの輸入累計では、約1,000万トンとなっている。

このうち、石綿含有建築材料の出荷量は、昭和46年(1971年)~平成13年(2001年)までの総計が約4,300万トンで、推定の石綿量が約540万トンとなり、これは今まで輸入した石綿量の約50%を占めている。

我が国における石綿の輸入量を図2.2に、又石綿含有建築材料の出荷量を表2.12に示すが、石綿含有建築材料としては、次のものの合計である。

- ①スレート波板
- ②スレートボード
- ③けい酸カルシウム板第一種
- ④パーライト板
- ⑤スラグせっこう板
- ⑥パルプセメント板
- ⑦けい酸カルシウム板第二種
- ⑧窯業系サイディング
- ⑨押出成形セメント板
- ⑩住宅屋根用化粧スレート
- ⑪石綿含有ロックウール吸音天井板

参 照 条 文

(参考)

○石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（抄）

（定義等）

第2条 この省令において、「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第6条第23号に規定する石綿等をいう。

（事前調査）

第3条

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

（石綿等の使用の状況の通知）

第8条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

○労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業

（製造等が禁止される有害物質等）

第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について（平成18年8月11日付け基発 第0811002号）（抄）

第3 細部事項

1 労働安全衛生法施行令関係この省令において、次の各号に掲げる

(2) 第16条関係

ア 第4号の「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト（以下「クリソタイル等」という。）をいうこと。

